

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成の 更新手続きを忘れずに！

児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

受給者の方は、受給資格の確認のため、毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がない場合、11月以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。なお、前年の所得等により支給が停止されている方も現況届の提出が必要です。

◆手当額

本人および扶養義務者の前年の所得額（養育費含む）により決定します。

◆提出書類

現況届のほか、手当の受給年数や世帯構成により添付書類が必要です。詳しくは、7

月末に送付する個別通知でご確認ください。

◆提出期間

8月2日①～31日②
※土日・休日除く

◆提出場所

子育て支援課、本納支所
※子育て支援課のみ8月22日③8時30分～17時15分も受付します。

ひとり親家庭等 医療費等助成

ひとり親家庭等医療費等助成は、ひとり親家庭等の父母および児童を対象に医療費の助成を行うものです。

受給者の方は、受給資格確認のため、毎年8月に資格申請書の提出が必要です。提出がない場合、11月以降の受給券が発行できませんのでご注意ください。また、住民税が

未申告の世帯は受給資格等を確認できないため、受給券が発行できません。必ず住民税の申告をしてください。

◆提出書類

資格申請書のほか、令和3年度非課税証明書が必要になる場合があります。詳しくは、7月末に送付する個別通知でご確認ください。

◆提出期間

8月2日①～31日②
※土日・休日除く

◆提出場所

子育て支援課、本納支所
※子育て支援課のみ8月22日③8時30分～17時15分も受付します。

問合せ

子育て支援課（2階）

☎(20)1573 FAX(20)1610

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外のその他世帯分)を支給します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した子育て世帯などへの支援として給付金の支給を行います。子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けている方は、支給対象外です。

◆給付額 対象児童1人につき5万円

対象者	申請方法
① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度分の住民税が非課税の方	申請不要です。 該当者には個別に通知します。
② ①以外で対象児童の養育者で、次のいずれかに該当する方 ・令和3年度の住民税が非課税の方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和3年1月以降に収入が減少し、令和3年度分の住民税が非課税の方と同様の事情にあると認められる方	申請が必要です 申請期限 令和4年2月28日①

※対象児童：令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）および令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児

詳しくは、子育て支援課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ 子育て支援課（2階） ☎(20)1573 FAX(20)1610